る新旧対照表第四条(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正)に係

2 明各	2 略
教諭が、当該職務に係る業務に従事したと	務に係る業務に従事したときに支給する。
委員会規則で定めるものの職務を担当する	めるものの職務を担当する教諭が、当該職
任等で、その職務が困難であるとして人事	務が困難であるとして人事委員会規則で定
基づき定めた教育委員会規則に規定する主	育委員会規則に規定する主任等で、その職
第百六十二号)第三十三条第一項の規定に	第三十三条第一項の規定に基づき定めた教
及び運営に関する法律(昭和三十一年法律	する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)
所管する教育委員会が地方教育行政の組織	委員会が地方教育行政の組織及び運営に関
護学校に所属する教諭のうち、当該学校を	する教諭のうち、当該学校を所管する教育
中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養	中学校、高等学校又は特別支援学校に所属
第九条 教育業務連絡指導手当は、小学校、	第九条 教育業務連絡指導手当は、小学校、
(教育業務連絡指導手当)	(教育業務連絡指導手当)
2 略	2 略
一~五略	一 5 五 略
会が認める程度に及ぶときに支給する。	ときに支給する。
務が心身に著しい負担を与えると人事委員	を与えると人事委員会が認める程度に及ぶ
げる業務に従事した場合において、その業	合において、その業務が心身に著しい負担
育職給料表の二級又は一級のものが次に掲	一級のものが次に掲げる業務に従事した場
育職給料表又は別表第二中学校・小学校教	二中学校・小学校教育職給料表の二級又は
立学校職員給与条例別表第一高等学校等教	表第一高等学校等教育職給料表又は別表第
又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公	職務の級が佐賀県公立学校職員給与条例別
論、助教論、養護助教論、講師、実習助手	教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、
に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教	諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助
養護学校の小学部、中学部若しくは高等部	中学部若しくは高等部に所属する教頭、教
校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは	校、高等学校又は特別支援学校の小学部、
第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学	第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)
ī	10000000000000000000000000000000000000

第五条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

	杏	禾	1.	2	Alt	1-	兴	3	2		右	Ĭ.	协	14	7	à:t:	第		
	月等教員特別	安員会規則の定	工必要と認めた	いては、第一	心の職員で人事	に勤務する校長	子校又は特別古	高等学校等	略		月等教員特別 手	八事委員会規則	(長、教頭、教	子部若しくは中		仏 (昭和二十二	一十一条の二	(義務教育等教	改
	ナ 当を支給す	止めるとこと	られる範囲中	項に規定す	事委員会規則	教頭、 教頭、 教	文援学校の	(学校教育法			ナ当を支給す	則で定めるも	教諭、助教会	中学部をい	中学校又は特	一年法律第二	義務教育基	教員特別手出	正
	9る。	つにより、義務教	内において、人事	する職員との権衡	別で定めるものに	教諭、助教諭その	高等部をいう。)	伝に規定する高等			9る。	のには、義務教	酬その他の職員で	つ。) に勤務する	村別支援学校の小	一十六号) に規定	昭学校(学校教育	П	後
する。	ろによ	内にお	する職	則で定	教論、	の高等	学校又	3 高等	2略	給する	るもの	教諭そ	いう。)	しくは	する小	法 (昭	第二十一	(義務	
	り、義務が	いて、人事	員との権力	めるものに	助教諭その	部をいう。	は盲学校、			o	には、義務	の他の職員	に勤務す	養護学校の	学校、中学	和二十二	条の二	教育等教品	改
	教育等教員	争委員会規	関上必要と	については	の他の職員)に勤務さ	聾学校若	子校教育法			份教育等教	貝で人事委	る校長、	の小学部若	子校又は盲	平法律第二	我務教育諸	具特別手当	正
	特別手当を	則の定める	認められる	、第一項に	で人事委員	りる校長、数	しくは養護	に規定する			員特別手当	員会規則で	教頭、教諭	しくは中学	学校、聾学校若	十六号)に	学校 (学校	_	前
	する。	育等教員特別手当を支給する。 する。 ろにより、義務教育等教員特別手当を支給	もり、義務教	おいて、人事	おいて、人事報員との権衡	おいて、人事が、義務教	5		高等学校等(学校教育法に規定する高等学校等(学校教育法に規定する高等学校等(学校教育法に規定する職員との権衡ついては、第一項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。	高等学校等(学校教育法に規定する高等 高等学校等(学校教育法に規定する高等 る等学校文は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)	高等学校等(学校教育法に規定する高等 高等学校等(学校教育法に規定する高等 と必要と認められる範囲内において、人事 上必要と認められる範囲内において、人事 全員会規則の定めるところにより、義務教 を員会規則の定めるところにより、義務教	育等教員特別手当を支給する。 高等学校等(学校教育法に規定する高等高等学校等(学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)学校又は特別支援学校の高等部をいう。)	育等教員特別手当を支給する。 育等教員特別手当を支給する。 育等教員特別手当を支給する。 育等教員特別手当を支給する。 略 略 の職員で人事委員会規則で定めるものに 他の職員で人事委員会規則で定めるものに で動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教諭、助教諭その に動務する校長、教頭、教育法に規定する高等 を員会規則の定めるところにより、義務教 育等教員特別手当を支給する。	育等教員特別手当を支給する。 育等教員特別手当を支給する。 高等学校等(学校教育法に規定する高等 高等学校等(学校教育法に規定する高等 高等学校等(学校教育法に規定する高等 心の職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるところにより、義務教 育等教員特別手当を支給する。	学部若しくは中学部をいう。)に勤務する 学部若しくは中学部をいう。)に勤務する 育等教員特別手当を支給する。 育等教員特別手当を支給する。 略 略 他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教 高等学校等(学校教育法に規定する高等 学校又は特別支援学校の高等部をいう。) 学校又は特別支援学校の高等部をいう。) に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭その に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭を のに のいては、第一項に規定する職員との権衡 と必要と認められる範囲内において、人事 委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。	育等教員特別手当を支給する。 育等教員特別手当を支給する。 育等教員特別手当を支給する。 高等学校等(学校教育法に規定する高等 心の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教 高等学校等(学校教育法に規定する高等 心の職員で人事委員会規則で定めるものに 心の職員で人事委員会規則で定めるものに もの職員で人事委員会規則で定めるものに が表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定学部若しくは中学部をいう。)に勤務する学部若しくは中学部をいう。)に勤務するを長、教頭、教論、助教論その他の職員でた事委員会規則で定めるものに、義務教育等教員特別手当を支給する。 「一のいては、第一項に規定する職員との権衡と必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。	二十一条の二 義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定 する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する校長、教頭、教論、助教論その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。 略	(義務教育等教員特別手当) (義務教育等教員特別手当) (義務教育等教員特別手当) (義務教育等教員特別手当を支給する。 「中学校等(学校教育法に規定する高等を収入事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。 「中華教員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。 「中華教員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。 「中華教員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。 「中華教員を表現りで定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。 「中華教員を表現りで定めるものには、義務教育等教員を表現りで定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

号

外

正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事

古

|||

康

担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。

担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。

2 略 この条例において「義務教育諸学校 第二十六号)に規定する小学校、中学校、 高等学校又は特別支援学校の小学部、中学 部若しくは高等部をいう。	(定義) 改正後	正 第
部、中学 高等学校又は盲学校、聾学校若しくは高等部をい 学校の小学部、中学部若しくは高等部をい ラ。	改正前	正)に係る新旧対照表

第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負 第二条 この条例で「県立学校職員」 の学校栄養職員を含む。)に限る。)をいう。 律第百六十号)第五条の二に規定する施設 の校長、教員、事務職員及び技術職員(学 教職員」とは、市町立の中学校及び小学校 の他の職員をいい、「市町立学校県費負担 の校長、教員、事務職員、技術職員及びそ 県立の中学校、 校栄養職員(学校給食法 高等学校及び特別支援学校 (昭和二十九年法 とは、 第三条 県立の中学校、 県立学校職員及び市町立学校県費負

●佐賀県条例第十二号

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例

の一部を改正する条例

年佐賀県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例 (昭和三十

める。

同項第

第二条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」

に改

五 五一三人」を「五、 四九一人」に改める。

二号中 第三条第一項第一号中「三、一二三人」を「三、二〇一人」に改め、

則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

参考資料

例に係る新旧対照表 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条

改

IE.

後

改

Œ

前

第二条 この条例で「県立学校職員」とは、 び技術職員(学校栄養職員(学校給食法 学校及び小学校の校長、教員、事務職員及 校及び養護学校の校長、教員、事務職員、 に限る。)をいう。 立学校県費負担教職員」とは、市町立の中 技術職員及びその他の職員をいい、「市町 二に規定する施設の学校栄養職員を含む。) (昭和二十九年法律第百六十号) 第五条の 高等学校、盲学校、ろう学

2 略 市町立学校県費負担教職員 県立学校職員 四九一人 10人 2 略 市町立学校県費負担教職員 県立学校職員 五二三人 一三三人

育手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例及び佐賀県立学校職員定時制通信教

3

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 |1|

康

●佐賀県条例第十三号

佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例及び佐賀県立学校職員定

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の 時制通信教育手当支給条例の一部を改正する条例 部改正)

第一条 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例 (昭和三十三年佐賀県条例第

一号)の一部を次のように改正する。

改める。 第四条中 「百分の十」を「百分の五」 に、 「百分の六」を「百分の三」 に

(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正

佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例 (昭和三十五年佐賀県

条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月7日(水)

第三条中 「百分の十」を「百分の五」に、 「百分の八」 を 「百分の四」 に

則

改める。

附

(施行期日)

1 この条例は、 平成十九年四月一日から施行する。

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 条の規定による改正後の佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例第

> 三」とあるのは「百分の四」とする。 日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の六」と、「百分の 三」とあるのは「百分の五」とし、 日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、「百分の 条の規定の適用については、 平成十九年四月一 同年四月一日から平成二十一年三月三十一 日から平成二十年三月三十一

三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の六」と、 三十一日までの間においては同条中「百分の五」とあるのは「百分の七」と、 例第三条の規定の適用については、平成十九年四月一日から平成二十年三月 「百分の四」とあるのは「百分の六」とし、 百分の四」とあるのは「百分の五」とする。 (佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正に伴う経過措置) 第二条の規定による改正後の佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条 同年四月 一日から平成二十一年三月

参考資料

条 (佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

とする。	とする。
の者の給料月額に百分の六を乗じて得た額	の者の給料月額に百分の三を乗じて得た額
制通信教育手当を受ける者については、そ	制通信教育手当を受ける者については、そ
条例第三十八号)第二条の規定により定時	条例第三十八号)第二条の規定により定時
信教育手当支給条例(昭和三十五年佐賀県	信教育手当支給条例(昭和三十五年佐賀県
する。ただし、佐賀県立学校職員定時制通	する。ただし、佐賀県立学校職員定時制通
は、給料月額に百分の十を乗じて得た額と	は、給料月額に百分の五を乗じて得た額と
第四条 前条第一項及び第二項の手当の月額	第四条 前条第一項及び第二項の手当の月額
(支給額)	(支給額)
改正前	改正後

表 条 (佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)に係る新旧対照

(支給額)	改
	正
	後
(支給額)	改
	正
	前

前条第一項の手当の額は、

その者の

の二の規定により管理職手当を受ける者に 和三十二年佐賀県条例第四十四号)第九条 給料月額に百分の五を乗じて得た額とする。 乗じて得た額とする ついては、その者の給料月額に百分の四を ただし、佐賀県公立学校職員給与条例(昭

第三条 ついては、その者の給料月額に百分の八を の二の規定により管理職手当を受ける者に 和三十二年佐賀県条例第四十四号)第九条 ただし、佐賀県公立学校職員給与条例(昭 乗じて得た額とする。 給料月額に百分の十を乗じて得た額とする。 前条第一項の手当の額は、 その者の

2

佐賀県立図書館施設使用料条例の一 平成十九年三月七日 部を改正する条例をここに公布する。

佐賀県知事 古 ||

康

佐賀県条例第十四号

部を次のように改正する。 佐賀県立図書館施設使用料条例 佐賀県立図書館施設使用料条例の一部を改正する条例 (昭和三十七年佐賀県条例第六十八号)

第三条の次に次の一条を加える。

(使用料の減免)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 又は免除することができる。 使用料を減額し、

- その学校で構成する団体が行う行事に施設を使用する場合 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又は
- 県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合 行事の準備をし、又は原状に復するために施設を使用する場合

改める。 別表中 2 , 830 4,080 を 2,830

に

附

(施行期日) 則

> この条例は、 平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

1

規定は、 同日前に受けた許可に係る使用料については、 この条例による改正後の佐賀県立図書館施設使用料条例第四条及び別表の この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、 なお従前の例による。

参考資料

佐賀県立図書館施設使用料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	第三条	(使用	第四条	する場	するこ	一学	六号	校で	用す	二県	行う	三行	めに
ĉ	略	使用料の減免)	知事は、	する場合には、	することができる。	校教育法	第一条	構成する	用する場合	県が主催し、	事業に施	行事の準備をし、	めに施設を使用する場合
ī		25	次の各	使用料を	る。	(昭和	作規定は	団体が行			心設を使用		月する世
1			次の各号のいずれかに該当	使用料を減額し、又は免除		学校教育法(昭和二十二年法律第二十	六号)第一条に規定する学校又はその学	校で構成する団体が行う行事に施設を使		又は他の団体と共催して	行う事業に施設を使用する場合	又は原状に復するた	物合
	第三条		=1			11	T	192		<u>C</u>		72)	
č	飛略												
Ī													
1													

●佐賀県条例第十五号

佐賀県観光施設条例の

部

を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事

古

||

康

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例

佐賀県観光施設条例(平成元年佐賀県条例第十七号) の一部を次のように改

第三条第三項中「及びコテージ」を「、コテージ及びキャンプ場」に改める。

則

この条例は、

規則で定める日から施行する。

参考資料

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

体験ハウス、コテージ及びキャンプ場とす	3 花と冒険の島の施設は、遊具施設、自然2 略	第三条 略	改正後
体験ハウス及びコテージとする。	3 花と冒険の島の施設は、遊具施設。	第三条 略	改正

平成十九年三月七日

ここに公布する。

佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例を

佐賀県条例第十六号

佐賀県知事 古

 \prod

康

佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関

する条例

第一 産の譲与等についての特例を定めるものとする。 条 この条例は、 県立福祉施設の民間への移譲を円滑に行うため、 県有財

第二条 この条例において、 県立福祉施設とは、 次に掲げる施設をいう。

佐賀婦人寮設置条例 (昭和三十二年佐賀県条例第三十一号)第一条の規

定により設置されている佐賀婦人寮

園及び聖華園 規定により設置されている日の限寮、 佐賀県社会福祉施設条例 (昭和三十三年佐賀県条例第十七号)第二条の 佐賀向陽園、 伊万里向陽園、 みどり

佐賀県立佐賀コロニー条例 (昭和四十五年佐賀県条例第六十九号) 第

条の規定により設置されている佐賀県立佐賀コロニー

几 により設置されている佐賀県立希望の家 佐賀県立希望の家条例 (昭和四十八年佐賀県条例第七号)第一条の規定

佐賀県公報

Ŧi. 条の規定により設置されている金立寮及び九千部寮 佐賀県知的障害者通勤寮条例 (昭和五十一年佐賀県条例第十三号) 第

(普通財産の譲与又は減額譲渡

ることができる。 的団体に譲渡するときは、これを譲与し、 他公共的団体が社会福祉施設の用に供するため当該社会福祉法人その他公共 法 (昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人その 知事は、 県立福祉施設の建物及び不動産に属する工作物を、 又は時価よりも低い価額で譲渡す 社会福祉

(補則

第四条 この条例に定めるもののほか、 この条例の施行に関し必要な事項は、

知事が別に定める。

則

この条例は、 公布の日から施行する。

佐賀県立総合福祉センター設置条例の 部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古 Π

康

●佐賀県条例第十七号

佐賀県立総合福祉センター設置条例の一部を改正する条例

(佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正)

第一 条 佐賀県総合福祉センター設置条例 (昭和五十七年佐賀県条例第二十五

号)の一部を次のように改正する。

第三条中「福祉センターの管理」

を「この条例の施行」

に改め、

同条を第

四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者)

第三条 知事は、 福祉センターの施設のうち勤労身体障害者教養文化体育館

(以下「体育館」という。) の管理を、

法人その他の団体に行わせることが

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、 次に掲

げる業務とする

体育館の運営に関する業務

体育館の施設の利用に関する業務

体育館の施設の維持及び管理に関する業務

一項の規定に基づき管理を行わせる者

以下

「指定管理者」という。

の指定の手続は、 規則で定める。 3

指定管理者は、 規則で定める管理の基準に基づき、 その管理の業務を行

わなければならない。

第二条 佐賀県総合福祉センター設置条例の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、 第三条の次に次の一条を加える

(利用料金)

第四条 納入しなければならない。 体育館の施設を利用する者は、 利用の際、 指定管理者に利用料金を

- 2 施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。 前項の利用料金は、体育館の施設の維持及び管理に必要な費用を、 当該
- 3 を得なければならない。 指定管理者は、 前項の規定により利用料金を定めるときは、 知事の承認

則

(施行期日)

1 第四項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、 第二条及び附則

(経過措置)

- 2 許可は、 平成二十年四月一日以後の体育館の利用について、 同日以後は、その指定管理者が行ったものとみなす。 同日前に知事が行った
- 3 使用に係る使用料については、 平成二十年三月三十一日までに知事が施設の使用の許可を行った体育館の 県に帰属するものとする。

(佐賀県総合福祉センター施設使用料条例の一部改正)

佐賀県総合福祉センター施設使用料条例 (昭和五十七年佐賀県条例第三十

の一部を次のように改正する。

4

第二条中第一項を削り、 第二項を第一項とし、 第二 一項を第二項とする。

同項を同条とする。

三条第一項を削り、

同条第一

二項中

「前条第一

項

を

「前条第一

項」に改

平成19年3月7日(水)

第四条ただし書を削る。

別表を削る。

参考資料

条 (佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

第三条 知事は、福祉センターの施設のうち (指定管理者) 正 後	改正
身体障害者	
育館」という。)の管理を、法人その他の	
団体に行わせることができる。	
2 前項の規定に基づき法人その他の団体に	
行わせる管理の業務は、次に掲げる業務と	
する。	
体育館の運営に関する業務	
二 体育館の施設の利用に関する業務	
三 体育館の施設の維持及び管理に関する	
業務	
3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者	
(以下「指定管理者」という。) の指定の手	
続は、規則で定める。	
4 指定管理者は、規則で定める管理の基準	
に基づき、その管理の業務を行わなければ	
ならない。	
(補則)	(補則)
第四条 この条例に定めるもののほか、この	第三条 この条例に定めるもののほか、
条例の施行に関し必要な事項は、知事が別	センターの管理に関し必要な事項は、
に定める。	が川こぼうち。

第二条(佐賀県総合福祉センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

	利田	第四条	の際、	ればならない。
改	用料金)	体育館の	指定管理	
正		の施設を利	者に利用	
後		用する者は、利用	料金を納入しなけ	
改				
正				
前				

				平瓦	 19	年3	3月	7 [] (水)		包	生生	賀り	果 :	公	報				号	:	外				4	10	
(使用料の還付)	除することができる。	は、前条第一項の使用料を減額し、又は免	知事は、特別の理由があると認めるとき							第三条	(使用料の減免)	2 略	略				第二条	(使用料)	改正後	附則第四項(佐賀県総合福祉センター施設使用料条例の一部改正)	- 1	第五条 略	77	金を定めるときは、知事の承認を得なけれ	3 指定管理者は、前項の規定により利用料	定管理者が定める。	予定者数で除して得た額を限度として、指	及び管理に必要な費用を、当該施設の利用	2 前項の利用料金は 体育館の施設の維持
(使用料の還付)	除することができる。	は、前条第二項の使用料を減額し、又は免	2 知事は、特別の理由があると認めるとき	必要と認める者	三 前二号に掲げる者のほか、知事が特に	一身体障害者の介護者	下次号において同じ。)	一身体障害者(知的障害者を含む。以	ついては、前条第一項の使用料を免除する。	第三条 次の各号のいずれかに該当する者に	(使用料の減免)	3 略	2 略	る納期までに納入しなければならない。	は、同表に掲げる額の使用料を同表に掲げ	ち別表に掲げるものを使用しようとする者	第二条 佐賀県総合福祉センターの施設のう	(使用料)	改正前	設使用料条例の一部改正)に係る新旧対照表		第四条 略							
																													第四条 既納の使用料は 還付しない
																									一部を還付する。	できなくなった場合は、使用料の全部又は	使用者の責めによらないで使用することが	し、第二条第一項に規定する施設について	第四条 既納の使用料は、還付しない。ただ